

令和元年度第9回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和元年8月5日（月） 13：17～18：04
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員>
長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
後藤教育次長 住谷教育次長 志水総務部長 梶本教職員人事担当部長
荒牧学校支援部長 横山学校計画担当部長 藤原学校教育部長
山下総合教育センター所長
- 4 欠席者
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議内容

（長田教育長）

はい。それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は議案5件、協議事項が4件、報告事項が5件です。

まず、公開・非公開について、お諮りをいたします。

このうち、教第30号議案、教第32号議案、協議事項7、協議事項14、協議事項16、協議事項18、報告事項5につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。また、教第31号議案、報告事項3、報告事項4につきましては、第2号により、職員の人事に関する事。教第33号議案につきましては第4号により、社会教育委員及び法律または条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解職並びに任免に関する事ということ、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

（長田教育長）

はい、ありがとうございます。

報告事項2 神戸市指定有形文化財の指定及び神戸市歴史的建造物の選定につき神戸市文化財保護審議会に諮問することについて

(長田教育長)

それでは、まず報告事項の2からまいります。神戸市指定有形文化財の指定及び神戸市歴史的建造物の選定につき神戸市文化財保護審議会に諮問することについて、簡潔に説明をお願いします。

(松林係長)

1 ページ目をご覧ください。今回諮問します文化財は表にありますように、考古資料1件、歴史的建造物4件の計5件でございます。

まず、考古資料について、御説明いたします。詳細は後ほど見ていただくとしまして、資料7ページをお開きください。また、前に実物を置いておりますので、実物のほうを見ていただければと思います。

これは、兵庫県の平野町周辺にあります、祇園遺跡で出土いたしました。中国南宋時代のものでして、江西省にあります吉州窯という窯でつくられた小碗であります。内外面の釉薬を見ていただきますと、亀の甲羅のような感じになっているということから、玳瑁釉と呼ばれてまして、この吉州窯の製品の特徴となっております。

祇園遺跡周辺一帯は、平家一門の屋敷等、福原京関係の遺構があったとされる地域でして、これまでの発掘調査で、宴会が行われました居館の跡ですとか、一般には手に入らない輸入陶磁器などが多数が見つかっております。

今回、諮問しようとしています、この玳瑁釉小碗ですけれども、出土品として、国内でも類例が少なく、博多や京都など同時代の物でも、小さな破片が出ているにすぎません。今回、出ている物は、ほぼ8割方残っておりまして、ほぼ復元できるという時点でも、非常に貴重な物であります。

この当時は、まだ一般的ではなかった、恐らく喫茶に用いられたものではないかというふうに考えております。当時、こうした最新の器で、かつ希少なものを入手し得たというのは、やはり日宋貿易を牛耳っております、平氏の成せる業ということだと思っております。福原京、復元を考える上でも、極めて貴重な資料でありますので、文化財の指定と考えております。

(川上係長)

続きまして、如意寺及びその周辺文化環境保存区域の歴史的建造物の選定の件です。13ページをご覧ください。

以前から、指定されていたのですが、昨年、この福聚院という如意寺の塔頭の範囲を追加指定しております。所有者さんの同意が得られたので指定したのですが、その中に含まれる歴史的建造物の調査が進んでおりませんでしたので、1年調査をかけまして、このたび、選定4件をかけるものです。

前後しますが、11ページには、中段に文殊堂というのがございますが、その文殊堂の中

に棟札がございまして、棟札の中には、明和6年の年号が出ていることから、1769年に棟上がされたことがわかるものです。

この住職である俊存躰玄が近江の坂本、安楽院から、伝教大師堂を移築して、当地に建てたという記録が残されております。

また、庫裡に関しましては、12ページの庫裡正面と書いてありますけれども、図面が残っております。これも江戸時代の後期のものだと思いますが、図面は昭和23年頃のものなのですが、14ページにございます。

14ページのもので、以前の形態を示しており、15ページが現状の図面になっております。特徴といたしましては、北側の面に、四畳半の部屋が3部屋並んでおります。こういった細かな部屋が並ぶのが、律院づくりとして、一部屋に一僧、一部屋に一住職が住んでいたという律院の形態を、顕著に表す形態であります。非常に、建築物的にも珍しいものとして、今、現状では北側の4部屋はなくなってしまうのですが、柱には、その痕跡が残っておりますので、十分復元することもできる、貴重な歴史的建造物というものが、4件のうちの2件です。あと、表門と本堂に関しましても、概ね同じ時代、江戸時代後期以降ということで、この4件を選定したいというものです。

以上です。

(長田教育長)

この件について、御質問、御意見はございませんか。

(梶木委員)

すいません、15ページに、ちなみに、東側になるのですかね。

(川上係長)

はい。

(梶木委員)

どうやって、書いているのですか、これは。

(川上係長)

一番、右の端に、新築部分とは書いてあるのですが。

(梶木委員)

これが、全体が新築ですか。

(川上係長)

もともとは、この14ページのところに関しましても、古い同じような庫裡の生活部分ですね、台所とかあったのですけれども、それを一度壊して、同じような機能をもつ新築の家を建てているという状態です。ですから、今回、その部分は、選定範囲には入っていません。

(梶木委員)

そういうことなんですね。

発掘調査も終わられたのですか、前の平野のところの。

(松林係長)

平野ですか。

(梶木委員)

前にされているんですか。

(松林係長)

その図に載っております範囲が、現在までに調査された範囲でして。今、現在でも、別の場所で発掘調査は行っております。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

(梶木委員)

はい。

教第21議案 神戸市教育委員会ハラスメント対策基本方針について

(長田教育長)

はい、それでは、次にまいります。教第21議案、神戸市教育委員会ハラスメント対策基本方針についてです。簡単に説明をお願いします。

(吉田組織監理担当課長)

7月8日の教育委員会会議で、委員から何点か御意見をいただきました。その御意見に基づきまして、再度内容につきまして、検討させていただきました。

まず、8ページをお開きください。5の所属長等の責務ですが、従前は(2)で、ハラスメントが生じた場合の対応ということで書かれておりました。(1)と(2)しかなか

ったのですけれども、所属職員等から相談を受けた場合とハラスメントが生じていることに気づいた場合と一緒に書かれていたということでしたが、対応が分かりにくいという御指摘がありました。それを受けまして、(2)のハラスメントに関する相談を受けた場合と、(3)ハラスメントに気づいた場合の対応に分けさせていただいております。

続いて9ページのハラスメントの相談先につきましても、教職員相談室を一番上に持ってくるべきではないかという御意見をいただきまして、その順番を入れ替えております。

あと、今回の方針の対象につきまして、1ページの一番下の定義のところになるのですけれども、教育実習生やスクールサポーターを入れるべきではないかという御意見をいただいております。

再度、行財政局人事課と協議させていただいたのですけれども、今回、作成した神戸市のハラスメント対策基本方針につきましては、男女雇用機会均等法等に基づきまして、事業主が雇用する労働者にとって、働きやすい職場環境をつくるために、事業主の方針を明確化することを目的としております。ということで、派遣を含む、雇用した職員以外は、対象にしないということで、教育委員会についても、市の方針に準じた対応をとってほしいということではございます。

また、過去に、教育委員会として、セクハラ・パワハラのお知らせとか、あとスクールセクハラに関して、研修資料みたいなものを過去につくっております。これの対象が、教職員、児童生徒も入っているのですけれども、それ以外ということで、臨時の教職員、ゲストティーチャー、教育実習生、ボランティア等で学校に協力いただいた学生、地域の人々、保護者、学校に出入りする業者等ということで、非常に幅広く対象が設定されております。このセクハラだけなんですけれども、スクールセクハラということでされております。

今回、方針を策定するに当たりまして、どこかで対象の線引きをしないといけないかとは思っているのですけれども。スクールサポーターは、有償ボランティアという取り扱いになりまして、教育実習生につきましては、ボランティアでもなく、かと言って教職員でもないということで、非常に定義も曖昧な形になってまして。他のボランティアとか、あと、保護者を含めたボランティアみたいなところの線引きが、非常に難しいということ。あと、相談窓口として、先ほど教職員相談室、内部通報、職員総合相談窓口があるということでありましたけれども、実習生なりスクールサポーターが、もし相談に来たらどうしますかということで伺ったところ、話は一応は聞きますけれども、門前払いしませんけれども、そもそも内部通報につきましては、対象外ですと言われてまして、教職員相談室なり、職員総合相談窓口も、話は聞きますけれども、然るべきところに相談するよということ、話を持っていくという、そういった対応になるかなということではございます。

ただ、今回、対象を、ここの定義を変えらるるとなると、大幅に修正も必要となってくることも考えまして、これらのことから、今回の方針につきましては、従前通り、市の方

針に準じて、対象を雇用関係にある教職員なり、派遣職員ということできせていただきたいというふうに考えております。ハラスメントの対策基本方針については、以上です。

(長田教育長)

御意見、御質問はございませんか。

(今井委員)

まず、対象者が教職員限定という話なんですけれども、行為者側と被害というか被害者側、どちらもということですか。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(今井委員)

どちらもですね。

(吉田組織監理担当課長)

加害者、被害者側どちらもです。この事業主としては、どちらにもなるかと思うのですけれども。それ以外の方を入れると、加害なり被害がややこしくなってくる面があります。事業主であれば、両方だめだと言えらると思うのですけれども。例えば、保護者の人を対象に含めて、保護者からの教諭に対するハラスメントということも、大いにあるかと思いません。

パワハラに関して言うと、体罰等も入ってくることになるでしょうし、入れ出すときがないというのが、正直なところでは、どこかで線引きが必要かなというふうには、考えています。線を引くなら、基本的にも、法律の適応範囲内の部分かなというふうには思うのですけれども。

(今井委員)

例えば、この1ページの基本的な考え方のところの、(2)とかで、職場から、ハラスメント問題の加害者も被害者も生み出さないようにする。それは、例えば、教員は、実習生であったり、サポーターであったり、セクハラ的なハラスメントを何とかするというのを、防ぐのは当然のことだと思えるのですけれども。それは、でも、ここに入っていないという認識なんですか。

(吉田組織監理担当課長)

あくまでも、事業主として、男女雇用機会均等法に求められている方針です。きっちり

職場環境を守るようにしなさいということについてということになりますので。基本的に、雇用関係にない人を対象には、法律のたてつけ上は、求められてない。もちろん、やっただらいけないというのは、当然ですけれども。

こういう研修資料も、これをつくっているのが、24年の7月なんで、もう7年もたっているんで、多少ちょっと改訂も必要かなというふうには、感じるのですけれども。

こういった周知は、研修等でやっていくのは必要なんですけれども、方針については、あくまでも、情勢に基づいて、本来、もっと早くやっておかなければならないことなんですけれども、これまで、できてなかったことを、今回、方針としてまとめるということですので。神戸市としてのということになりますので、教育委員会としても、市に準じてつくるべきかなというふうには感じてはいるのですけれども。

学校の特殊性というのは、当然、分かるのですけれども。入れ出すと、ちょっときりが無いというのが、正直なところ。先ほど言った、スクールセクハラの範囲というのが、非常に幅広くて、保護者まで入っていると、どこまでやるのかなという感じです。先ほど、前、言われた、教育実習生やスクールサポーターだけを限って、入れ込むというのは、ちょっと難しいというのは正直なところ。

じゃあ、他のボランティアさんは、どうなるのとか、地域の方でボランティアで来ている人はどうなるのとか、入れ出すときりが無いかなというのが正直なところ。ここの書き方も、同じ職場で働く教職員一人一人がというような形で書かれています。そういったボランティアとかが入ってくると、言い方も含めて、全部変えないといけないことになるので。大幅に修正が必要かなというのは、感じています。

最初は、そうしようとして、なかなか難しいとこで、時間がかかるなというふう感じていたのです。人事課の方からは、基本的には、市の方針と準じた形でつくってくれというふうには要請もされていることを受けて、今回は、この形にはさせていただいた次第です。

(今井委員)

神戸市は何もつくってなかったんですか。

(吉田組織監理担当課長)

神戸市自身が。ずっと、課題ではあったようなんですけれども。

教育委員会は、平成21年度に、パワハラとセクハラの防止についてという通知分を、過去には出しているようなんですけれども。

(梶木委員)

これを進めていけば、非常勤であっても、ここに入れるということになりますか。

(吉田組織監理担当課長)

はい、それは、含まれます。

(梶木委員)

部活の指導員さんなんかは、入るということですね。

(吉田組織監理担当課長)

部活の指導員さんは、入りますね。非常勤の嘱託職員という扱いになるので。

(梶木委員)

本当に、ボランティアさんだけ。スクールサポーターというのは、ボランティアですか。

(吉田組織監理担当課長)

有償ボランティア。

(梶木委員)

有償ボランティア。

(吉田組織監理担当課長)

日給で、3,000円。半日だと1,500円ぐらいみたいな感じだったと思います。

(梶木委員)

教育実習はボランティア、有償ではなかったと思うのですが。

スクールサポーターというのは、例えば、学校に入っていて、これに該当する職員が、必ずいるもとのしか動いてないですか。例えば、支援学級に入るとか。先生が、絶対いる前提でしかないですか。

(住谷教育次長)

基本的には、単独では動かないです。

(梶木委員)

ですよ。

そういう意味では、そういう人が入っていれば、見逃さないという体制があれば、サポーターが、何かハラスメント的なことを子供にすることはない前提なんですよ。

(吉田組織監理担当課長)

実施要領というのもありまして、スクールサポーター制度の。それにも、学校は、学校

スクールサポーターの活動を管理・監督し、決して単独で、活動させてはならないというふうになっています。

(長田教育長)

他に、ございませんか。とりあえず、雇用関係にある教職員を対象に、まずは、基本方針をつくって。いわゆる有償ボランティアとかボランティアのような方については、どうするのか、別途考えるということによろしいでしょうか。

(吉田組織監理担当課長)

これまでも、こういった形で、これの対象は、全て入っているということにしています。当然、今後も、こういった方々に対するハラスメントも、セクハラだけに限らないと思うのですけれども、だめだということは、当然、研修等やっていかないといけないことだと思ってます。この方針が対象外だから、現場におろしませんということでは、もちろんないというふうに考えていただけたらと思います。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

(今井委員)

本当は、もうちょっと、広い定義をしたらいいのじゃないかなと思います。市と合わせるという意味で、どうしても、これでということになれば、やむを得ないかもしれませんが。

(長田教育長)

つくっておいて広げることは、悪いことではないですね。

(吉田組織監理担当課長)

ただ、定義から大幅に変えないといけないのが、正直、つらいところであります。あと、どこまで、含めるのかという線引きは、非常に難しいです。

(長田教育長)

まず、雇用関係のある分だけでも、先につくっておきたいということですね。

(吉田組織監理担当課長)

最低限、まずは、つくりたいです。もっと前にできているべきものですので。

(梶木委員)

第一弾でということですね。

(吉田組織監理担当課長)

そうです。

(梶木委員)

はい。

(長田教育長)

まずは、第一弾で。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(今井今委員)

それよりも、細かいことなんですけれども。

6 ページの教職員の心構えのところ(ア)とかで、上司とか、(イ)で上司、(ウ)で部下と、あるのですけれども。実は、パワハラのところ、必ずしも、上司、部下の関係でなくても、先輩、後輩とか、あるいは、本当に年次が同じでも、その優位性さえあれば、そのパワハラの対象には成りうると思います。何か上司、部下という表現が、これは、何か、少し適切でしょうか。

(長田教育長)

4 ページの(Ⅱ)解説の(ア)のところ、今、今井先生がおっしゃったことが書いてあるのです。上司から部下だけでなく、同僚間、職場内での優位性があればということです。

ここで、そういう定義があります。

心構えで、よくあるのは、上司と部下の関係だから、特に心構えでいう、そういうたてつけですか。

(吉田組織監理担当課長)

そうですね。

(今井委員)

学校でこれを見た時に、上司、部下というのはどう受けとめるか。管理職と教員の、そ

の間だけに受けとめられるのか。

そうではなくて、先生方の間でも、1年先輩だと言われたことであつたら、やっぱりというの、ありえます。このところをもうちょっと、幅を持たせるような表現があるかと思います。上司、部下という表現は不十分ではないですか。

(長田教育長)

どう受け取りますか。

(福田委員)

公式的には、どうなんですかね。話題になったことはない。これ、起こったときに、例えば、教授が、例えば助手とかに対してパワハラをやりますよね。やった場合ですよ。それは、委員会をつくって、いろいろ調査をするわけですよ。

逆に、助手が、教授をハラスメントをすると。

(今井委員)

そうです。

(福田委員)

その場合は、上の教授は、訴えられないのですよ。

(今井委員)

はい。

(福田委員)

いわゆる、我々のいわゆる認識では。だから、ここは、分からなかったのは、同僚とか、逆の場合も可能である。要するに、相互関係があるからです。実際、法律的には、そういうことは、あり得るのですか。

(今井委員)

結局、パワハラという定義に入るかどうかだけの問題です。部下が上司にという、先輩にという場合でも、その若干、パワハラ定義には、厳密には当たらないかもしれませんが。なかなか、嫌がらせとか、ハラスメントに当たるようなことでも。

(福田委員)

下から上をとというのはありますよね。

(今井委員)

はい、民事上、不法行為とか、言っていくことはできるので。

(福田委員)

だから、ここで、上司とか、部下とかという書き方をすると、どうしてもそういう意識で、上からやることを前提にしているわけですよ。立場の強い者が、ハラスメントを起こすと。一般的には、大部分はそっちだけれども、逆も結構あるわけですよ。

(今井委員)

はい。

(福田委員)

その時に、この心構え等では、インクルーズされているかどうか、そこだけは、僕は、ちょっと分からなかった。

(長田教育長)

ただ、4ページのさっきの(ア)のところですね。

(吉田組織監理担当課長)

部下から上司の。

(長田教育長)

職場の優位性の云々のところで、部下から上司に行われる行為であっても、対象となると書いてある。

(福田委員)

書いているでしょう。これが、分からない。

(今井委員)

優位性があれば。

(長田教育長)

優位性があればね。

(今井委員)

はい。

(長田教育長)

今の福田先生のご発言は、優位性があるなしにかかわらず、下から上という場合がある。その場合には、パワハラ概念に当たらないけれども、別の観点というのが、今の今井先生のご発言ですね。

(福田委員)

それは、民事的な訴訟になるわけですか。

(今井委員)

可能は、可能だと思います。嫌がらせ的なことをしていれば。実際、ありますでしょう。

(福田委員)

実際、そういう例があったのです。

(梶木委員)

学校なんかでいうと、上司と部下ということは。

(山本委員)

余りないです。

(梶木委員)

余りなじまないですね。管理職とあとはね。

(山本委員)

行政職だったら、多分、細かく、職種が分かれているでしょうけれども。大体、校長先生、教頭先生、あと全部先生だから。そんなに、たくさんはないなというのは、ちょっと違うかなと思います。

(福田委員)

だから、いいのですよ。第一弾として。コアのところを押さえてもらっているから。

(長田教育長)

まあまあ、コアのところを。上司だけで、すごく違和感があるのだったら、等を入れとったらいのではと思いますが。先輩、後輩にも。上司等、部下等。

(梶木委員)

誰が上司がと思いますね。

(吉田組織監理担当課長)

分かりました。等だけで、よろしければ入れます。もうちょっと、考えろというのであれば考えます。

(長田教育長)

いつまでに。策定しなければいけないのか。もう、大分遅れてきているのでしょうか。

(吉田組織監理担当課長)

はい、他局は、神戸市分をそのまま使っているところはありますけれども。

(長田教育長)

これは、議案ですね。ちょっと、今のところを修正しますか。一旦、また持ち帰りますか。

(吉田組織監理担当課長)

はい。再度提出します。

(長田教育長)

では再度提出してください。

(吉田組織監理担当課長)

ここだけでしょうか。

(長田教育長)

上司とか。

(吉田組織監理担当課長)

それでいうと、7ページのマタハラのところも、上司と書いてあるんです。人事課の意図も含めて、上司と書いているところを含めて、確認はさせていただきます。

(長田教育長)

そうしたら、もう一度、そこを検討していただきましょう。

(吉田組織監理担当課長)

はい。

(長田教育長)

はい、ありがとうございます。

報告事項 1 第15回組織風土改革のための有識者会議について

(長田教育長)

それでは、続いて報告事項 1 です。第15回組織風土改革のための有識者会議についてです。簡単に説明をお願いします。

(吉田組織監理担当課長)

第15回組織風土改革のための有識者会議が7月18日木曜日の午前中に開かれております。場所はこの教育委員会会室です。出席委員は、上田委員を除く6名の委員が出席されております。

会議内容につきましては、最終報告書の取りまとめに向けて、各委員から中間取りまとめの修正すべき箇所、再調査委員会の報告書の提言に対する意見、その他、組織風土改革のための提案や意見を出していただきまして、意見交換を行っております。

今後の予定ですが、今回は第16回の会議ですが、8月21日水曜日に予定しております。その会議では、最終報告書の取りまとめに向けまして、中間取りまとめの具体的な文言の修正について、意見交換を行う予定となっております。

以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御質問等はありませんでしょうか。

次回で最終回になるか、もう一回、17回をするかは、ちょっとまだ。16回をやってみないと。

(吉田組織監理担当課長)

恐らく、終わらないのじゃないかなと思っています。

(長田教育長)

17回ぐらいまでは、ありそうですね。よろしいでしょうか。

その他報告事項 主要行事の報告と予定について

(長田教育長)

それでは、その他報告事項です。主要行事の報告と予定についてです。御質問等は、ございませんか。次回の教育委員会会議は、8月19日の月曜日を予定しております。

よろしいですか。それでは、その他、皆様方から、教育委員会会議で取り上げるべき項目について、御意見はございませんでしょうか。

(梶木委員)

この間、送ってきていただいた、勤務時間外の資料ですが。

(長田教育長)

在校時間の資料ですね。

(梶木委員)

その話で。ちゃんと、議論をした方がいいかなと思って。

(長田教育長)

はい。

(梶木委員)

かなり長い方が。

(長田教育長)

はい。

(梶木委員)

たくさん、おられる。

(長田教育長)

はい。

(梶木委員)

ところを見たので。

(長田教育長)
では、次回に。

(梶木委員)
次回になるのかな。

(長田教育長)
次回ですね。

(梶木委員)
早くした方が。夏休みは、減っているとは思うのですけれども。

(長田教育長)
今回の多忙化対策のあれは、ありますけれど。その件では、なかったと。

(梶木委員)
これだけ送っていただいている感じですよ。

(長田教育長)
はい。今日、その辺ができたらいいけれども、多分、まだできてないでしょう。

(中園調整担当係長)
ちょっと、確認してみます。

(長田教育長)
できなければ、次回。

(梶木委員)
ちょっと、先生方も見られて、と、思われるところがいっぱいあったので。

(長田教育長)
はい。ありがとうございます。他に、ございませんか。
また、後日でも結構ですので、ございましたら事務局の方まで、お伝えをいただきましたあ
いと思います。

それでは、ここで、公開案件につきましては、全て終了いたしました。恐れ入りますが、
傍聴者のかたは、御退席をお願いいたします。